# 津島市防犯カメラ設置補助事業

津島市では、安心安全なまちづくりを推進するため、町内会・自治会等が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ○対象団体

津島市町内会活動助成規則に基づき助成を受けている町内会・自治会等

## ○補助要件

次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 防犯カメラの設置について、愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」(平成 25 年3月 27 日策定)を遵守し、防犯カメラの設置・運用に係る規程を策定していること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象範囲内にある住宅及び店舗について同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの設置について、権原を備えていること。 ※補助金の対象となった防犯カメラは、設置後3年間は撤去や移設はできません。

### 〇補助対象経費

防犯カメラの設置に必要な費用

- (1) 防犯カメラ本体(主に道路等の公共空間を写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたもの)
- (2) 防犯カメラ設置工事費
- (3) 防犯カメラ撮影に係る調整費
- (4) 防犯カメラ設置を啓発する表示板製作・設置費
- ※なお、防犯カメラの維持管理費(電気代、修理代等)、設置による地代及び占用料、操作のための指導料、既存の設備の撤去に要する費用は対象となりません。

#### ○補助金の額

防犯カメラの設置に必要な費用の2分の1で、50万円が上限です。また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

## ○補助金申請手続きの流れ

1 補助金交付申請 所定の申請書に次の書類を添えて、申請してください。

- (1)防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 防犯カメラの撮影対象範囲内にある住宅及び店舗の同意書
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定筒所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象範囲を記載した平面図又は撮影対象範囲を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの設置・運用に係る規程
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラの仕様が分かるカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- ※(1)~(9)は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。 なお、補助金の交付申請は、3年度内において1回を限度とします。

#### 2 交付決定・工事開始

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行いますので、交付決定後に申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

#### 3 完了報告

補助事業の完了報告は、防犯カメラの設置が完了した日の翌日から30日以内又は、補助金の交付決定をした日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、所定の完了報告書に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) 防犯カメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置筒所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
- ※(1)~(5)は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。

#### 4 補助金の請求

完了報告の内容について審査等を行い、交付決定の内容に適合する場合は、 補助金の額の確定通知書を送付しますので、所定の交付請求書を提出していただきます。

5 補助金の交付 所定の交付請求書が提出されましたら、提出があった日から 30 日以内に補助金を交付します。



# 申請から補助金交付までの流れ

①町内会・自治会等が補助金の交付を申請



②市が申請を審査、交付決定



③町内会・自治会等が工事を開始



④町内会・自治会等が工事の完了を報告



⑤市が補助金額を確定



⑥町内会・自治会等が補助金の交付を請求



⑦市が補助金を交付

【お問い合わせ・お申込み】 津島市役所 市民生活部 市民協働課 〒496-8686 津島市立込町2-21 電話 0567-55-9298